

## 主税局都民の声窓口寄せられた都民の声(令和元年6月分)

### ◆受付件数と区分

(単位:件)

提言	意見	苦情	要望	相談	問合せ	その他	合計
-	60	40	-	1,330	-	-	1,430

#### ※上記区分の定義

提言：施策の未実施や不十分さ等について、新たな施策の実施や既存の施策の改善策を具体的に提示し、その実施を求めるもの。

意見：施策や職員の行為についての激励・感謝、評論・感想等で、一般的な都政や知事発言等に対する賛否や批判を含むもの。

苦情：施策の実施または未実施等に伴う被害等の不都合や職員の対応への不満を申し立てるもの。また、その是正、補償、陳謝等の救済を求めるもの。

要望：施策の未実施や不十分さ等について改善を求めるもので、改善の方法等について言及されていないか、あるいは抽象的なもの。

相談：困りごとについて判断の指針や助言、またはそのために必要な情報や対話を通じて求めるもの。

問合せ：施設の所在地、事務所の所管部署、施策の内容や手続など知りたい点を明示して尋ねるもの。

その他：都政運営とは直接関係のない事象に関する苦情・要望・提言・意見で、趣旨等不明の訴え等を含むもの。

※件数には、一般的な税務相談の件数も含まれています。

※主税局においては、「提言」「意見」「要望」の区別が困難であるため、「意見」に集約しております。同様に、「相談」「問合せ」については、「相談」に集約しております。

### ◆寄せられた都民の声と都の対応事例(令和元年6月分)

#### ▶(都民の声) 納税通知書に旧元号(平成)が記載されている。

(回答)5月1日以降に東京都主税局から発送・発行する文書については、原則として「令和」を使用することとしています。

ただし、納税通知書・納付書・証明書等一部の文書における期日等(発行年月日・納期限等)や年度の表記は、「平成」で表記しているものもあります。

「平成」と表記された期日や年度等についても法律上の効果は何ら変わることがありませんので、「令和」の応当日に読み替えていただきますよう、ご理解とご協力をお願いいたします。

改元に伴う文書等の取扱いについて

<http://www.tax.metro.tokyo.jp/oshirase/2019/gengouhyouki.html>

#### ▶(都民の声) 固定資産税の納税通知書が届かない。

(回答) 都内23区では、毎年6月1日(土日の場合は翌開庁日)に納税通知書を送付しています。お手元に届くまで1週間程度かかる場合がございます。

納税通知書が届かない理由はいくつか考えられますが、主なものは以下のとおりです。詳しくは、固定資産が所在する区にある都税事務所の固定資産税班へお問い合わせください。

- 1 送付先が変更されている。
- 2 固定資産の価格が免税点未満である。
- 3 家屋の評価が完了していない。
- 4 名義人が共有として登記されている。
- 5 1月2日以降に固定資産を取得した。

詳細については主税局HPに記載しておりますので、併せてご覧ください。

固定資産税・都市計画税(土地・家屋)

[http://www.tax.metro.tokyo.jp/shitsumon/tozei/index\\_o.html#o28](http://www.tax.metro.tokyo.jp/shitsumon/tozei/index_o.html#o28)